

第7章 計画の推進

7.1 計画の進行管理体制

第5章に記載した環境施策については、行動内容ごとに、その推進及び管理主体となる担当部局を明確にし、達成すべき目標値を掲げています。目標値の照準は本計画最終年度となる平成33年度（2021年度）としており、中期的な目標となることから、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」のPDCAサイクルによる定期的かつ継続的な進行管理が必要になります。

特に「Check（評価）」については、庁議を有効に活用する他、外部有識者等で構成される組織が担うことで適正かつ公正に行われ、その後の担当部局による主体的かつ効果的な「Act（改善）」につなげて行かなければなりません。本計画における施策の進行管理については、次の体制により着実な実施を図ります。

環境審議会

鹿沼市環境基本条例第26条により、環境基本計画に関すること及び市の環境の保全に関して基本事項を調査・審議するとされており、「市民」「市議会の議員」「市の副市長」「関係行政機関の職員」「学識経験を有する者」を市長が委嘱または任命します。

本計画に掲げる環境施策の実施状況について、定期的に評価・意見・提言することにより、外部チェック機能として働きます。また、市長からの諮問に対して答申をします。委員の任期は2年間です。

部長会議

部長会議は、市長が主宰し、副市長、教育長並びに鹿沼市事務執行規則（平成5年鹿沼市規則第1号。以下「事務執行規則」という。）第7条第1項に規定する部長及び消防長並びに議会事務局長、水道部長及び教育次長をもって組織します。

本計画に掲げる環境施策の実施状況について、年に1回報告を受け、現状の把握、情報の共有及びその後の施策展開方針に係る意思統一を図ります。

幹事課長会議

幹事課長会議は、総務部長が主宰し、幹事課長（事務執行規則第6条第1項に規定する課の課長をいう。）並びに水道業務課長、会計課長、教育委員会事務局教育総務課長、議会事務局議事課長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び消防総務課長をもって組織します。

本計画に掲げる環境施策の実施状況について、年に数回報告を受け、計画を総合的かつ円滑に推進するための協議、調整を行うことにより、内部チェック機能及び施策の推進機能として働きます。

7.2 市民への情報提供

環境問題は全人類の課題であり、市、市民、事業者等、鹿沼市に関わるすべての人によって、本計画が実行され、目標が達成されなければなりません。したがって、第5章に記載した環境施策について、「その実施状況(Do)及び評価(Check)はどうだったか」、「その結果どう改善(Act)され、計画(Plan)にどう反映されたか」を多くの市民が知ることにより、市の施策へのチェック機能を果たすだけでなく、一人ひとりが「かぬまの環境」の現状を理解し、自らの行動を確認(Check)し、さらに律する(Act)意識を持つことが大切になります。鹿沼市を挙げてPDCAサイクルを回すことにより、本計画が目指す4つの「まち」の実現へと近付いて行きます。

本計画に掲げる環境施策の実施状況については、年度が終了するごとに確認・整理・評価し、これを実績報告書『かぬまの環境』としてまとめ、関係する公共施設等に配付します。また、市民が手軽に情報を手に入れられるよう、市の広報紙やホームページなどでも情報を公開します。その他、PDCAの各段階において、必要に応じて積極的に情報提供を行います。